

2020（令和2）年7月8日

厚生労働大臣	加藤 勝信 様
厚生労働副大臣	橋本 岳 様
厚生労働副大臣	稲津 久 様
厚生労働大臣政務官	小島 敏文 様
厚生労働大臣政務官	自見はなこ 様
厚生労働省保険局医療課長	森光 敬子 様
厚生労働省保険局医療指導監査室長	田中 央吾 様
厚生労働省近畿厚生局長	泉 陽子 様

京都府保険医協会
理事長 鈴木



新型コロナ禍における施設基準の特例拡大に係る緊急要請

謹 啓

貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日本の社会保障制度の拡充のために、またこの度の新型コロナウイルス感染症拡大の1日も早い終息に向けて、日夜ご奮闘いただいていることに敬意を表します。

本会は京都府内で保険診療に従事する医師（保険医）2,300人で組織する団体です。社会保障の向上と国民医療の充実・発展を目指すことを目的に設立し、微力ながらさまざまな事業を展開しています。

さて医療界では、その対応に非常に苦慮しながらも、全力を挙げて新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けて取り組んでいるところであります。このような中、本会に、診療報酬点数表における施設基準の運用に関して、複数相談が寄せられたことから、新型コロナウイルス感染拡大が施設基準の運用にどのような影響を及ぼしているかを確認、検証すべく今般、京都府内の病院を対象に緊急のアンケート調査を実施致しました。

その結果から、新型コロナウイルス感染症患者の入院受入を行っているか否かにかかわらず、約4分の1の病院で、満たさなくなった（満たさなくなると危惧する）施設基準が発生していることがわかりました。入退院等患者の動きを含む診療の状況や人員確保困難等が原因であり、平常時とは異なる事情が生じているからです。一方、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いとしての施設基準の特例は、新型コロナウイルス感染症患者の入院受入を行っている場合等、一部の施設基準に限定した取扱いとなっています。

つきましては、同封の「新型コロナウイルス感染症拡大による施設基準管理への影響調査（結果）」もご参照いただき、下記内容の実現に向け、ご尽力賜りますよう、緊急にお願い申し上げます。

謹 言

記

1. **新型コロナウイルス感染症入院患者の受入の有無にかかわらず、新型コロナウイルス感染症による影響が少しでも考えられる施設基準については、当該施設基準を満たしているとみなすこと**
1. **新型コロナ禍の状況下においては、あらゆることが平常時と異なることから、新型コロナ禍以前に届出した施設基準については、当面の間満たしているみなすこと**
1. **施設基準を満たしているかどうかを確認するために実施される（今年度は原則中止とされた）適時調査について、新型コロナ禍の状況下においては、再開しないこと**
1. **適時調査が再開された場合、新型コロナ禍の状況下にあった期間については、自主返還を求める対象としないこと**

以上